

第48回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年5月13日（土）午後1時

場所 ハービスHALL 大ホール

(会場についての詳細は、裏表紙地図をご参照ください。)
※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はござ
いません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

決議事項のご案内

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を
除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

目次

| | |
|----------------------|----|
| 第48回定時株主総会招集ご通知…………… | 1 |
| 株主総会参考書類…………… | 6 |
| 事業報告…………… | 16 |
| 計算書類…………… | 39 |
| 監査報告書…………… | 56 |

株式会社 あさひ

証券コード：3333

(証券コード3333)
(発送日) 2023年4月20日
(電子提供措置の開始日) 2023年4月19日

株 主 各 位

大阪市都島区高倉町三丁目11番4号
株 式 会 社 あ さ ひ
代表取締役社長 下 田 佳 史

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申しあげます。
さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第48回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://corporate.cb-asahi.co.jp/ir/library/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「あさひ」又は「コード」に当社証券コード「3333」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申しあげます。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年5月12日（金曜日）午後6時まで議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2023年5月13日（土曜日）午後1時（受付開始 正午）
2. 場 所 大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA 地下2階
ハービスHALL 大ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 第48期（2022年2月21日から2023年2月20日まで）事業報告、計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
- (1)議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットと書面の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。パソコン又はスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状をご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- ◎株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について1ページに記載しております各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、本書面でお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りいたします。
- ◎本総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる行使の場合



パソコンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。スマートフォン等での議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください。議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

行使期限

2023年5月12日（金曜日）午後6時まで

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2023年5月12日（金曜日）午後6時到着

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年5月13日（土曜日）午後1時

詳細は次ページをご覧ください

※インターネットと書面の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。パソコン又はスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

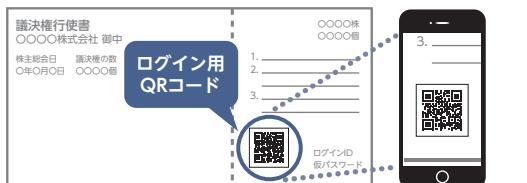
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2023年5月12日（金曜日） 午後6時まで

QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで
「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



議決権行使書副票(右側) ※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

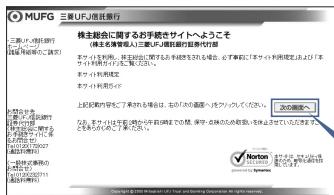
【アクセス手順】

- ①お手持ちのスマートフォン等にて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ②ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

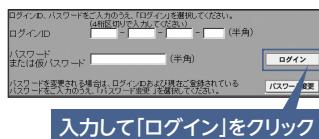
ログインID・仮パスワードを入力する方法

【アクセス手順】

①WEBサイトへアクセス



②「ログインID」と「仮パスワード」を入力



「次の画面へ」をクリック

③新しいパスワードの入力



入力して「送信」をクリック

- ④以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行なっていただくことも可能です。

システム等に関するお問合せ

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎0120-173-027

(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

第48回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社では、本株主総会にご出席される株主様の健康と安全面を最優先に考え、「新型コロナウイルス」の感染防止に向けて下記のとおりご案内申し上げますとともに、皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

[株主様へのお願い]

- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、ご出席をお控えいただくことをお勧めいたします。これらに該当しない方でも、ご心配ご不安のある方は、無理をなさらずにご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方は、ご来場をお控えください。感染防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・**総会時点の感染状況によってはマスク着用をお願いする場合がございます。**ご来場の株主様におかれましては、マスクをご持参くださいますようお願い申し上げます。

[当社の対応について]

- ・会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近での検温等の措置により、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・感染予防のため、間隔を空けての着席をお願い申し上げます。また、**会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。**万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

[事後動画配信のお知らせ]

- ・本年の株主総会においては、事後の動画配信を行いません。株主総会終了後、動画配信の準備ができ次第、当社コーポレートサイト (<https://corporate.cb-asahi.co.jp/>) でご覧いただくことができます。



〈当社コーポレートサイトQRコード〉

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と考えており、継続的に配当を行なうことを基本方針としております。

この方針のもと、第48期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 28円 総額 734,731,592円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年5月15日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその金額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案の上程にあたっては、独立社外役員が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会における審議を経ております。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|-------|----------------------------------|--|------------|
| 1 | しもだ よしふみ 下田佳史 (1971年3月2日生) | 1994年4月 当社入社 1999年1月 当社商品部長 2006年5月 当社取締役商品部長 2008年2月 当社取締役商品本部長兼商品部長 2008年5月 当社専務取締役商品本部長 2012年5月 当社代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 愛三希（北京）自転車商貿有限公司執行董事 兼総経理 | 3,232,641株 |
| | | 【取締役候補者とした理由】 同氏は、2012年5月に当社の代表取締役社長に就任して以来、事業成長と企業価値向上に向けたグループ戦略の実現を図るため、強いリーダーシップをもって、経営の指揮を執ってまいりました。在任期間中の業績及び、経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、取締役候補者といいたしました。 | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|-------|--|--|-----------|
| 2 | <p style="text-align: center;">もちづき もとい 望月 基 (1960年1月8日生)</p> | <p>1982年4月 株式会社ブリヂストン入社 2012年9月 同社執行役員化工品販売担当兼フィルム・電材事業本部長 2014年9月 同社常務執行役員化工品事業管掌兼化工品販売担当 2018年7月 ブリヂストンサイクル株式会社代表取締役副社長（転籍） 2018年10月 同社代表取締役社長 2019年1月 同社代表取締役社長兼ブリヂストンスポーツ株式会社代表取締役社長 2019年9月 同社代表取締役会長兼ブリヂストンスポーツ株式会社代表取締役社長 2020年6月 同社代表取締役会長（退任） 2020年7月 ブリヂストンスポーツ株式会社非常勤相談役 2021年5月 当社取締役副社長 事業推進担当（現在に至る）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、これまで他社の代表取締役社長を歴任するなど、企業経営者としての高い見識を有するとともに、当社業界の状況に精通しており、2021年5月より当社取締役副社長を務めております。これらの豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力を総合的に勘案し、取締役候補者といいたしました。</p> | — |
| 3 | <p style="text-align: center;">にしおか しろう 西岡 志朗 (1962年2月7日生)</p> | <p>2009年1月 当社入社、総務部長 2010年5月 当社取締役総務部長 2020年5月 当社取締役 総務・人事部門担当 2021年5月 当社取締役 企業統治、法務及び人事担当（現在に至る）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、長きにわたり総務・法務・人事を中心とする管理部門に携わり、2010年5月より当社取締役を務めております。管理部門全域に通じる知識に精通し、豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、取締役候補者といいたしました。</p> | 2,100株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|-------|--------------------------------|---|-----------|
| 4 | もり しのぶ 森 茂 (1959年4月11日生) | <p>1983年4月 住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社）入社</p> <p>2002年2月 ファーストサーバ株式会社（現株式会社IDCフロンティア）入社</p> <p>2004年6月 同社取締役管理本部長</p> <p>2008年11月 住金機工株式会社（現株式会社ベンカン機工）入社</p> <p>2011年6月 同社取締役業務部長</p> <p>2016年8月 同社執行役員</p> <p>2020年9月 当社入社、経理部次長</p> <p>2021年5月 当社取締役 経理、財務及びIR担当（現在に至る）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、これまで他社の取締役を歴任するなど、経理・財務分野における高度な専門性を有しており、2021年5月より当社取締役を務めております。これらの豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力を総合的に勘案し、取締役候補者といたしました。</p> | — |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 愛三希（北京）自転車商貿有限公司は、2010年3月に当社が中華人民共和国独資会社として設立した子会社であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役全員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となります。D&O保険の契約期間は1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補の指名を行なうにあたっての方針・手続きは、事業内容や業務等に精通し、十分な知識・経験・能力を持っていることを前提に、独立社外役員が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会での審議を経て取締役に提案し決定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案の上程にあたっては、独立社外役員が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会における審議を経ております。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|--|---|---|-----------|
| 1 | <p>かんだ たかし 神田 孝 (1963年4月30日生)</p> | <p>1999年10月 司法試験合格 2000年4月 最高裁判所司法研修所入所 2001年9月 司法修習課程修了（第54期） 2001年10月 大阪弁護士会登録 岡村堀中道法律事務所（現：英知法律事務所）入所 2006年3月 弁護士法人心齋橋パートナーズ設立 代表社員弁護士就任（現在） 2011年7月 東京弁護士会登録 2013年5月 当社監査役 2021年5月 当社取締役（監査等委員） (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人心齋橋パートナーズ代表社員弁護士</p> | — |
| <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】</p> <p>同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法令についての高度な能力・識見と当社における社外監査役としての実績を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。</p> <p>なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|-------|----------------------|---|-----------|
| 2 | 鈴木敦子 (1962年9月9日生) | <p>1986年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）入社</p> <p>2008年4月 同社理事CSR担当室長（2014年12月退社）</p> <p>2010年4月 国立大学法人奈良女子大学社外役員・監事（2012年12月退任）</p> <p>2015年1月 アサヒビール株式会社入社</p> <p>2015年4月 同社社会環境部長</p> <p>2015年10月 同社オリンピック・パラリンピック推進本部サステナビリティ推進局長（兼務）</p> <p>2017年4月 アサヒグループホールディングス株式会社理事CSR部門ゼネラルマネジャー</p> <p>2019年5月 アサヒビール株式会社退社</p> <p>2020年5月 当社取締役</p> <p>2020年6月 株式会社山善社外取締役（現任）</p> <p>2021年3月 ライオン株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2021年5月 当社取締役（監査等委員） （現在に至る）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社山善社外取締役 ライオン株式会社社外監査役</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、長年の事業会社におけるCSR部門での豊富な経験に加え、サステナビリティ、ダイバーシティ、コーポレートコミュニケーション等に関する高い見識を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後は、CSR等の高度な専門性と豊富な経験を活かし、当社経営を多角的な視点で監査・監督いただき、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため尽力いただくことを期待します。</p> <p>なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。</p> | 1,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|--------|----------------------|---|-----------|
| 3 ※ | 堀川 真 (1958年8月8日生) | <p>1983年4月 エヌテーエヌ東洋ベアリング株式会社（現NTN株式会社）入社</p> <p>2002年5月 NTN TRANSMISSIONS EUROPE（フランス）財務管理部長（出向）</p> <p>2008年2月 SNR ROULMENTS（現NTN-SNR ROULMENTS）（フランス）財務管理部長（出向）</p> <p>2009年6月 株式会社森精機製作所（現DMG森精機株式会社）入社 Mori Seiki International SA（スイス）財務管理部長（CFO）（出向）</p> <p>2014年8月 日本電産株式会社入社</p> <p>2015年1月 Nidec Motors & Actuators（Germany）GmbH（ドイツ）事業企画部長（出向）</p> <p>2019年10月 大幸薬品株式会社入社 社長付事業企画担当部長</p> <p>2020年6月 同社取締役（常勤監査等委員）</p> <p>2022年4月 同社アドバイザー（2022年9月退任）</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 同氏は、国内外の事業会社において会社経営に携わった経験や、経理・財務分野における識見を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後は、会社経営に関する経験と財務及び会計に関する専門的な知見を活かし、当社の監査・監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。</p> | — |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 神田孝、鈴木敦子、堀川真の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、神田孝、鈴木敦子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、堀川真氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、神田孝、鈴木敦子の両氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、両氏が選任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。また、堀川真氏が原案どおり選任された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

5. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役全員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となります。D&O保険の契約期間は1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 監査等委員である取締役候補者の指名については、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すること、又は会社経営や高度専門職等における豊富な経験と高い見識を有していることを前提に、独立社外役員が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会での審議を経て取締役に提案し決定しております。

【ご参考】 当社の「社外役員の独立性基準」

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しております。

- ①当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）又は過去10年間（但し、その就任の前10年間のいずれかの時において当社の非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者にあつては、それらの役職への就任前10年間）において当社の業務執行者であった者
 - ②当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
 - ③当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
 - ④当社グループの主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
 - ⑤当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
 - ⑥当社グループの会計監査人である監査法人に属する者
 - ⑦当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他財産（注4）を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の専門家
 - ⑧当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者（注5）
 - ⑨近親者（注6）が上記①から⑧までのいずれか（重要な業務執行者（注7）に限る）に該当する者
 - ⑩過去3年間において上記②から⑧までのいずれかに該当していた者
 - ⑪前各項の定めにかかわらず、その他、当社と恒常的に実質的な利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者
- (注) 1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人等をいう。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先であつて、直近事業年度における取引額が当該取引先の年間売上高又は経常収益の2%以上の者をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先又は当社グループが借入れを行なっている大口債権者等であつて、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間売上高の2%以上の者をいう。
4. 多額の金銭その他財産とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1千万円以上、法人、組合等の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%以上のことをいう。
5. 多額の寄付又は助成を受けている者とは、当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1千万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
6. 近親者とは、配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。
7. 重要な業務執行者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

以上

【ご参考】当社取締役会のスキル・マトリックス（第2号議案・第3号議案が承認可決された場合）

| 当社における 地位 | 氏名 | 企業経営 | グローバル | 営業・ マーケティング | 商品企画・開発 | 法務・ コンプライアンス | 人材戦略 | 財務・会計 | ESG・ サステナビリティ |
|------------------|-------|------|-------|----------------|---------|-----------------|------|-------|------------------|
| 代表取締役社長 | 下田 佳史 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 取締役副社長 | 望月 基 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 取締役 | 西岡 志朗 | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ |
| 取締役 | 森 茂 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 社外取締役 (監査等委員) | 神田 孝 | | | | | ○ | ○ | | |
| 社外取締役 (監査等委員) | 鈴木 敦子 | | ○ | | | | | | ○ |
| 社外取締役 (監査等委員) | 堀川 真 | ○ | ○ | | | | | ○ | |

事業報告 (2022年2月21日から2023年2月20日まで)

I. 株式会社の現況に関する事項

当事業年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。そのため、当事業年度における経営成績に関する説明は、前事業年度と比較しての増減額及び前期比(%)を記載せずに説明しております。

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の抑制と緩和が繰り返されてきました。また、ウクライナ情勢を背景とするエネルギー価格の高騰や日米での金融政策の違いに伴う急速な円安、海外経済の減速懸念などの影響により不安定な状況で推移しました。

自転車業界の状況として、上半期には、世界的なエネルギー価格の高騰並びにあらゆる資材の価格上昇、海外の生産工場の人件費上昇、海上運賃の高騰などの影響で仕入れ価格が上昇し、メーカー各社で販売価格の引上げが行なわれました。また、コロナ禍による中国のロックダウンにより、自転車の輸入量は前年比で大幅に減少する事態となりました。下半期に入ると、自転車の輸入量は回復しましたが、生活必需品をはじめとした諸物価上昇による消費の冷え込みで、新車販売の減少や低価格帯へのシフト、修理・メンテナンスが増加するなど、需要動向に変化が見られました。

当社におきましては、上半期には、全国の主要地域に配置している物流倉庫並びに店舗を活用した在庫確保に努めました。また、調達価格上昇により利益確保が困難となったことから、2022年2月と8月に販売価格の引上げを行ないました。販売面では、近年の高機能化、車種の拡充により幅広い世代から好評の電動アシスト自転車や、消費者の節約志向に伴い需要が増加傾向の一般用自転車を中心に商材確保に注力するとともに、全国に店舗展開している強みとネット販売による利便性を生かした「ネットで注文、お店で受取り」サービスによって、売上高を伸ばしました。また、修理・メンテナンスについても依頼件数が増加するなか、全国の店舗に技能を有するスタッフを安定的に配置したことにより、需要増加に対応してまいりました。

売上総利益については、電動アシスト自転車や一般用自転車など売れ筋商材の確保や修理・メンテナンス需要への対応により売上高が前年を上回ったことで増加しましたが、調達価格上昇に対する販売価格の改定は、市場動向を慎重に見ながら段階的に価格へ転嫁したため、調達価格の上昇をカバーしきれず、売上総利益率の低下となりました。なお、販売費及び一般管理費については、出店をはじめとした事業拡大に伴う計画的な人員補強や出店コストの増加、電気料金の値上がり、配送コストの上昇、キャッシュレス決済割合が増えたことによる手数料増加などで従来よりもやや高い水準となりました。

また、2022年2月期から始動しました中期経営計画「あさひVISION2025」の進捗として、当社のカルチャーモデルである「人間力」「商品力」「店舗力」の3分野を強化するとともに、「お客様との関係性強化（CRM強化）」「既存店の活性化」「新しい店舗スタイルの開発」「事業領域の拡大」の4つの重点戦略の実現及び展開に向け、「デジタル・IT」「物流」「ブランディング」の3つの成長基盤づくりに注力しました。具体的な取組みとして、「デジタル・IT」「物流」では、新基幹システム導入プロジェクトの推進や、既存の物流施設の整備に加え将来にわたる物流基盤構想の企画・設計、倉庫マネジメントシステムの導入推進などを実施しました。「ブランディング」では、インナーブランディングの強化に向けた教育・研修や自社ブランドの商品体系の整備を進めるなど、企業価値の向上並びに持続的な成長に向け取り組みました。

出店戦略では従来の郊外型店舗に加え、都市部への出店も進めてまいりました。都市部の店舗は、郊外型店舗と比較して売り場面積が小さいものの、ネット販売との親和性が高く「ネットで注文、お店で受取り」サービスのさらなる活用を見据えた戦略として進めており、新たな店舗形態の確立に向けて前進しました。

出退店の状況につきましては、東北地域に1店舗、関東地域に9店舗、中部地域に4店舗、九州地域に1店舗を新規出店しました。また、近畿地域の1店舗を退店するとともに、同地域の1店舗がフランチャイズ契約を終了し直営店になりました。この結果、当事業年度末の店舗数は、直営店501店舗、FC店18店舗のあわせて519店舗となりました。

(第48期業績概況)

このような活動の結果、当事業年度におきましては、以下のとおりとなりました。

| | | | |
|-------|--------------|--------|---------------|
| 売上高 | 74,712,107千円 | (前年同期は | 71,398,999千円) |
| 経常利益 | 5,316,037千円 | (前年同期は | 5,512,897千円) |
| 当期純利益 | 3,366,076千円 | (前年同期は | 3,541,677千円) |

なお、当社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、販売網の拡充を図るため、新規出店や既存店舗の建替えをいたしました。

その結果、設備投資総額は、有形・無形固定資産2,308,947千円、賃貸借契約に係る差入保証金202,464千円、総額2,511,412千円となりました。

3. 資金調達の状況

当事業年度の資金調達につきましては、該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当面の対処すべき課題及び具体的な取組状況等

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の抑制と緩和が繰り返されてきましたが、徐々に経済活動は、新型コロナウイルス感染拡大前の平常に戻りつつあります。また、ウクライナ情勢を背景とするエネルギー価格の高騰や日米の金融政策の違いに伴う急速な円安は沈静化の傾向も見られます。一方で、原材料価格上昇に伴う生活必需品などの諸物価上昇により、個人消費の回復目途は未だ立っておらず、引き続き先行きが見通しにくい状況が続くと想定しております。

このような経営環境のなかで、当社では、単に商品を販売するだけでなく購入時の楽しさや自転車に乗る楽しさを総合的に提供することで、お客様お一人おひとりのより充実した自転車ライフをサポートし、誰もが安全・安心に自転車を楽しめる環境を創り上げてまいりたいと考えております。その基本方針のもと、中期経営計画「あさひVISION2025」に沿った取組みを進めてまいります。

当面の対処すべき課題として、中期経営計画「あさひVISION2025」における4つの重点戦略「お客様との関係性強化（CRM強化）」「既存店の活性化」「新しい店舗スタイルの開発」「事業領域の拡大」を着実に推進するため、その前提となる「デジタル・IT」「物流」「ブランディング」の3つの成長基盤の強化を引き続き推進してまいります。

・「デジタル・IT基盤の強化」

デジタル・ITを活用し、お客様お一人おひとりに合わせたきめ細やかなサービス提案や情報提供を実現してまいります。具体的には、サイクルベースあさひ公式アプリを通じ、クーポンやイベント、定期点検等のご案内など、最適な情報発信を行ないお客様との関係性強化を図ってまいります。また、基幹システムの再構築を進め、経営環境の変化に即応できるようシステム環境の整備・強化を進めてまいります。

・「物流機能の強化と最適化」

VISION2025の実現による業容拡大を踏まえつつ、納期短縮や外観品質などお客様サービスの品質向上を図ることに加えて、自転車の輸配送に伴う環境負荷を低減させることを目的に、各地域の物流拠点の規模や配置、体制などの最適化を進めてまいります。

・「ブランディング強化」

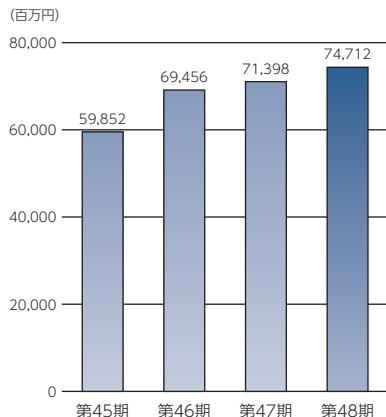
ブランド再活性化を引き続き進めながら、「商品」「店舗」「広告」などの目に見える部分だけでなく、意識や行動といった目に見えない部分においても企業理念や経営ビジョンを反映した統一感（ブランドアイデンティティ）を演出することでブランド価値を高め、さらなる認知度の向上を図ってまいります。また、商品においては、SPA（企画・製造・小売の一貫体制）ビジネスモデルの深化に伴う当社ブランドの製品を拡充してまいります。

5. 財産及び損益の状況

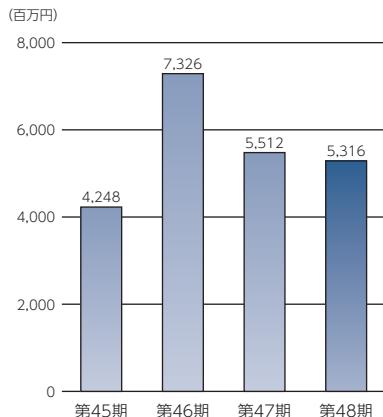
| 区 分 \ 期 別 | 第45期 2020年2月期 | 第46期 2021年2月期 | 第47期 2022年2月期 | 第48期 2023年2月期 (当事業年度) |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 59,852,686 | 69,456,001 | 71,398,999 | 74,712,107 |
| 経 常 利 益 (千円) | 4,248,388 | 7,326,626 | 5,512,897 | 5,316,037 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 2,559,081 | 4,717,827 | 3,541,677 | 3,366,076 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 98.09 | 180.91 | 135.68 | 128.90 |
| 総 資 産 (千円) | 37,949,925 | 45,287,289 | 46,473,316 | 50,411,490 |
| 純 資 産 (千円) | 28,220,222 | 32,496,726 | 35,346,251 | 34,987,884 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円) | 1,082.11 | 1,246.10 | 1,353.52 | 1,339.80 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、自己株式を控除して計算しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

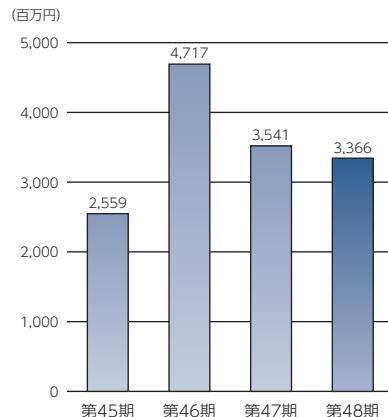
■ 売上高



■ 経常利益



■ 当期純利益



6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。なお、当社の子会社として愛三希（北京）自転車商貿有限公司がありますが、子会社の資産、売上高等から見て、連結の範囲から除いてもその企業集団の財産及び損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものとして、連結計算書類を作成しておりません。

7. 主要な事業内容（2023年2月20日現在）

自転車及びその部品並びに付属品の輸入・輸出・製造・卸・販売

自転車の点検、修理

自転車及びその部品並びに付属品のレンタル業務

インターネットによる通信販売業務

古物の売買並びに輸出入

8. 主要な事業所及び店舗（2023年2月20日現在）

- ① 本社 大阪市都島区高倉町三丁目11番4号
- ② 大東町オフィス 大阪市都島区大東町二丁目3番20号
- ③ 八王子オフィス 東京都八王子市南大沢二丁目214番4号
- ④ 浦和東オフィス 埼玉県さいたま市緑区大字三室1199
- ⑤ 直営店舗 501店舗

北海道東北エリア（19店舗）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道 | 8店舗 | 岩手県 | 1店舗 | 宮城県 | 6店舗 |
| 秋田県 | 1店舗 | 山形県 | 2店舗 | 福島県 | 1店舗 |

関東甲信越エリア（215店舗）

| | | | | | |
|------|------|-----|------|-----|------|
| 茨城県 | 11店舗 | 栃木県 | 7店舗 | 群馬県 | 5店舗 |
| 埼玉県 | 37店舗 | 千葉県 | 32店舗 | 東京都 | 71店舗 |
| 神奈川県 | 39店舗 | 新潟県 | 6店舗 | 山梨県 | 3店舗 |
| 長野県 | 4店舗 | | | | |

中部エリア（66店舗）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|------|-----|------|
| 富山県 | 4店舗 | 石川県 | 4店舗 | 福井県 | 2店舗 |
| 岐阜県 | 4店舗 | 静岡県 | 15店舗 | 愛知県 | 34店舗 |
| 三重県 | 3店舗 | | | | |

- 近畿エリア (113店舗)
 滋賀県 5店舗 京都府 9店舗 大阪府 58店舗
 兵庫県 33店舗 奈良県 4店舗 和歌山県 4店舗
- 中国四国エリア (41店舗)
 鳥取県 2店舗 島根県 1店舗 岡山県 6店舗
 広島県 10店舗 山口県 6店舗 徳島県 4店舗
 香川県 4店舗 愛媛県 5店舗 高知県 3店舗
- 九州エリア (47店舗)
 福岡県 26店舗 佐賀県 2店舗 長崎県 1店舗
 熊本県 7店舗 大分県 6店舗 宮崎県 5店舗
- ⑥ インターネット店舗 3店舗
 (通信販売) サイクルベースあさひ公式オンラインストア
 サイクルベースあさひYahoo!店
 サイクルベースあさひ楽天市場店
- ⑦ F C 店舗 18店舗
 三重県 4店舗 京都府 4店舗 大阪府 6店舗
 兵庫県 1店舗 広島県 1店舗 鹿児島県 2店舗
- ⑧ 物流倉庫 2拠点
 (三重県) ALC西日本 (サイクルベースあさひ西日本物流センター)
 (埼玉県) ALC東日本 (サイクルベースあさひ東日本物流センター)
- ⑨ 研修施設 2拠点
 (大阪府) 西日本研修センター
 (埼玉県) 東日本研修センター

9. 従業員の状況 (2023年2月20日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|--------|--------|--------|
| 1,754名 | 71名増 | 33歳8ヶ月 | 8年6ヶ月 |

10. 主要な借入先の状況 (2023年2月20日現在)

該当事項はありません。

II. 株式に関する事項（2023年2月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 96,243,200株
(2) 発行済株式の総数 26,240,800株
(3) 当事業年度末の株主数 29,946名（单元未満株主を含む）
(4) 上位10名の株主の状況

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|-----------------------------|-------------|---------|
| 下田佳史 | 3,232,641 株 | 12.32 % |
| 下田英樹 | 2,042,216 | 7.78 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口） | 1,894,300 | 7.22 |
| 下田美智子 | 1,760,698 | 6.71 |
| 株式会社シー・ビー・エイ | 1,322,100 | 5.04 |
| 株式会社日本カストディ 銀行（信託口） | 796,600 | 3.04 |
| 下田富昭 | 759,592 | 2.89 |
| 下田忍 | 732,560 | 2.79 |
| あさひ従業員持株会 | 653,400 | 2.49 |
| 下田勇人 | 462,216 | 1.76 |

(注) 持株比率は自己株式（386株）を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）所有の当社株式126,070株を含んでおりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年2月20日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------------|---------|------------------------------|
| 代表取締役社長 | 下 田 佳 史 | 愛三希（北京）自転車商貿有限公司執行董事 兼総経理 |
| 取締役副社長 | 望 月 基 | 事業推進担当 |
| 取 締 役 | 西 岡 志 朗 | 企業統治、法務及び人事担当 |
| 取 締 役 | 森 茂 | 経理、財務及びIR担当 |
| 取締役（常勤監査等委員） | 西 村 孝 一 | 愛三希（北京）自転車商貿有限公司監事 |
| 取締役（監査等委員） | 神 田 孝 | 弁護士法人心齋橋パートナーズ代表社員弁護士 |
| 取締役（監査等委員） | 鈴 木 敦 子 | 株式会社山善社外取締役 ライオン株式会社社外監査役 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）西村孝一、神田孝、鈴木敦子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）西村孝一氏は、事業会社において経理部長を歴任するなど、永年にわたる経理部門での勤務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社の監査等委員会は、経営会議その他重要な会議等への出席による情報収集と共有、並びに内部監査部門等との緊密な連携を通じて監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、西村孝一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 愛三希（北京）自転車商貿有限公司は、2010年3月に当社が中華人民共和国独資会社として設立した子会社であります。
5. 当社は、取締役（監査等委員）西村孝一、神田孝、鈴木敦子の各氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、西村孝一、神田孝、鈴木敦子の各氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役の全員、管理監督の立場にある従業員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求等を提起された場合における損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行なった被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険の保険料は全額を当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値の向上、優秀な人材の確保、株主との価値共有を目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及び業績連動報酬等としての中長期インセンティブ報酬（株式報酬）により構成する。

社外取締役の報酬は、中立的、客観的な視点から経営陣に助言、提言し、業務執行を監視、監督する役割を果たすという職務に鑑み、業績連動報酬は採用せず、基本報酬（金銭報酬）のみとする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 （報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、業績貢献度、当社の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等及び非金銭報酬等である中長期インセンティブ報酬は、株主との価値共有の観点から、業績指標を反映した株式報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合い及び役位に応じて算出された数の株式を、退任時に交付する。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の時価総額を保有する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、具体的な種類別の報酬割合は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を受けて、取締役会で決定する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の基本報酬（金銭報酬）の内容及び中長期インセンティブ報酬（株式報酬）の内容は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を受けて、取締役会で決定するものとする。

② 取締役の報酬等の総額

| 区 分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|----------------------------|---------------------|---------------------|---------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | |
| 取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役） | 128,725 (-) | 115,975 (-) | 12,750 (-) | 4 (-) |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | 27,000 (27,000) | 27,000 (27,000) | - (-) | 3 (3) |
| 合 計 （うち社外取締役） | 155,725 (27,000) | 142,975 (27,000) | 12,750 (-) | 7 (3) |

(注) 1. 業績連動報酬に記載の金額は、株式報酬引当金の繰入額であります。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬限度額は、2021年5月15日開催の第46回定時株主総会において、年額240,000千円以内（うち社外取締役年額40,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、取締役の報酬限度額とは別枠で、2021年5月15日開催の第46回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度として、同制度に基づき設立された信託に対し当社が拠出する金員の上限を連続する5事業年度を対象として150,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は4名です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年5月15日開催の第46回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 業績連動報酬の内容

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）が業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、当社の取締役を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

イ. 本制度の概要

当社が拠出する取締役の報酬額（下記ロ. のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業績指標・役位に応じて当社の取締役に当社株式が交付される株式報酬制度です。ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、原則として、取締役退任時となります。

ロ. 会社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する5事業年度（2020年2月20日で終了する事業年度から2024年2月20日で終了する事業年度までの5事業年度とし、下記の信託期間の延長が行なわれた場合には、以降の各5事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象としております。当社は、対象期間ごとに合計1億5千万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託期間5年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。）しております。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行なうことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、合計1億5千万円の範囲内で、追加拠出を行ない、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイント数の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行なう場合に

において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、1億5千万円の範囲内とします。

ハ. 取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年5月末に、同年2月20日で終了した事業年度（すなわち前事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における業績指標及び役位に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行なうことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

ポイント数付与は、信託期間内において毎年行なわれます。ポイント数の算定は、役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績指標に応じて決定される支給係数を乗じて行なわれます。取締役に、取締役退任時に、累積ポイント数に応じた株式が交付されます。

取締役が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限は、23,000ポイントとします。

対象期間ごとに本信託により取締役に交付される当社株式の総数は、1年当たりの上限数である23,000株に対象期間の年数を乗じた115,000株を上限とします。

ポイントの計算は、下記a.により決定される基準ポイント数×下記b.に定める業績連動係数によるものとします。

a.各取締役の基準ポイント数

| 役位 | ポイント数 |
|--------|-------|
| 取締役社長 | 8,300 |
| その他取締役 | 1,500 |

(注) 各役位の名称の変更等があった場合には、同等の役位における役位ウェイトを適用します。

b.業績連動係数

| 営業利益の目標値の達成率 | 業績連動係数 |
|--------------|--------|
| 110%以上 | 130% |
| 105%以上110%未満 | 120% |
| 100%以上105%未満 | 110% |
| 95%以上100%未満 | 100% |
| 90%以上95%未満 | 90% |
| 90%未満 | 80% |

(注) 1. 各評価対象事業年度の営業利益の目標値は、当該評価対象事業年度の期初の決算短信において開示しているものを適用します。

2. 業績連動ポイント算定における指標として、営業利益を選択したのは、当社の業績の向上及び営業価値増大への貢献度合いを測る指標として最適であることを理由としております。なお、当事業年度における当該業績連動型株式報酬に係る指標の目標は、営業利益5,600,000千円であり、実績は5,127,637千円であります。

二. 当社の取締役に対する株式交付時期

受益者要件を満たす当社の取締役が退任する場合、所定の受益者確定手続を行なうことにより、退任時まで付与されていた累積ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、取締役が希望する場合には、当社株式の交付に代えて、当該株式を本信託内で換価した換価処分金相当額の金銭の給付を受けることもできます。

ホ. その他

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との兼職状況

| 区 分 | 氏 名 | 兼職の状況 |
|----------------|---------|---|
| 取締役 (監査等委員) | 神 田 孝 | 弁護士法人心齋橋パートナーズにおいて、代表社員弁護士として、業務執行を行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 鈴 木 敦 子 | 株式会社山善において社外取締役を、ライオン株式会社において社外監査役を務めております。 |

- (注) 1. 弁護士法人心齋橋パートナーズと当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
 2. 株式会社山善と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
 3. ライオン株式会社と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

② 主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況、発言状況及び、 社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要 |
|------------------|---------|--|
| 取締役 (常勤監査等委員) | 西 村 孝 一 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、主に財務及び会計に関する幅広い知見と当社の社外監査役としての経験に基づく見地から、当社のコーポレート・ガバナンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査等委員会16回の全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。なお、指名報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役の候補者選定や報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 神 田 孝 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持並びに店舗運営・管理状況についての発言を行っております。また、監査等委員会16回の全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。なお、指名報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役の候補者選定や報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 鈴 木 敦 子 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、主に事業会社におけるCSR部門での豊富な経験と高度な専門的見地から、当社のコーポレート・ガバナンス構築体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査等委員会16回の全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

IV. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：千円)

| 区 分 | 支 払 額 |
|----------------------------------|--------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 34,000 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,000 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会社法第399条の規定に基づき、前期の監査実績の分析・評価、当期の監査計画における時間・配員計画及び報酬額の見積り等の相当性を審議した結果であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できないため、上記の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額が含まれています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項及び運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

経営理念及び行動指針

経営理念

『私たちは、自転車を通じて世界の人々に貢献できる企業を目指します。その企業目的に賛同し、参画するすべての人々が、豊かな人生を送れることを目指します。』
この経営理念の下、実践をとおして、企業価値の向上を図ることを経営の基本方針としています。

行動指針

お客様満足度の向上：常にお客様の立場に立って考え、行動します。
感謝の気持ち、誠意ある態度が基本です。

安全性の追求：安全かつ信頼性の高い魅力ある商品を適正な価格で提供します。

常なる革新：熱意をもって、常に自ら革新に努めます。

法規の遵守：適法、公正にして社会規範に則した行動をとります。

当社及び子会社は、経営理念の実現に向けて、上記の行動指針をすべての役員と使用人が業務執行の基本方針とするとともに、適正な業務執行のための内部統制システムを構築・整備・運用しております。

そして、業務の適法性・効率性の確保と危機管理に努め、さらにこの内部統制システムの整備を図るため、環境の変化に柔軟に対応し、適切に改善・充実を行なってまいります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、経営理念、行動指針を日常の事業活動の指針とするとともに、代表取締役がその精神を取締役及び使用人に継続的に伝達し、取締役は、社会規範・法令遵守を率先垂範することにより社会の構成員としての倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを浸透させ徹底を図っております。

取締役会は法令・定款・諸規程に基づいた取締役の業務執行の監督を行ない、取締役は相互の業務執行を監視し、また、監査等委員会は法令に定める権限により、規則・基準に基づき監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報及び文書の取扱いに関して、取締役の業務執行に関わる内容を含め、適切かつ確実な状態で記録し、稟議規程、内部情報管理規程、文書管理規程、個人情報保護管理規程及びマニュアルに基づき、法令・定款に則した期間と内容を設定し、保存・管理を行なっております。

また、これら保存・管理された文書・情報はデータとして検索が可能であり、閲覧の容易性を確保しております。

管理の運用・手続き及び体制については、監査等委員会による取締役の業務執行状況の監査、及び内部監査部門による内部監査の実施により必要に応じて改善措置を行なっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、環境・気象条件、災害、品質・生産管理、情報管理、及び為替・輸入管理などに係る損失の危険については、それぞれの担当部門にて、規程・要領の制定、研修会などの開催又は派遣、マニュアルの作成・配布と周知徹底により損失危険の軽減と事態発生の予防安全対策を行っており、各部門を横断する損失の危険につながる事案については総務部が担当、監視しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

将来の事業展開構想と経営目標に基づき、経営方針を定め、中期経営計画を策定し、予算委員会が同計画の下、毎期当初に部門ごとの業績目標と予算を立案し、取締役会において承認・実施しております。

部門担当取締役は、目標達成・重点事項推進のため実施すべき内容を具体的・効率的な施策として計画・実施し、月次業績データを取締役に報告しております。

取締役会は、予算差異について要因分析と必要な対策を求め、継続的な改善がより合理的・効率的な業務遂行体制の維持と目標達成につながるよう図っております。

また、当社の経営理念・計画につき、投資家を始め多くの利害関係者の理解を得ることが事業の推進・運営にとってより効率的に作用すると考えているため、代表取締役社長が情報開示を統括し、適時・適切な情報開示を実施するとともに、自ら説明会等における発表を務めております。

取締役会が、会社法及び定款の定めに基づき、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任したときは、当該取締役は、当該委任された事項について、経営会議で審議のうえ、決定することができるものとしております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、行動指針の一つに「法規の遵守」を掲げており、定期的実施している研修等により、従業員のコンプライアンス意識の向上を図っているほか、内部通報制度を整備し、法令違反、不正行為等の早期発見、是正に努めております。

また、内部監査業務のみを行なう社長直轄の内部監査部門を設置し、全部署を対象として計画的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行なわれているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正・不偏に調査・検討しております。

監査過程において発見された事項をまとめ監査報告書及び改善指示書として監査結果を社長に報告し、対象部門に改善指示を通知、後日確認監査を行なうことにより、会社の財産の保全並びに経営効率の向上に努め、業務を行なっております。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、実効性のある内部統制システムを構築するとともに、担当取締役から定期的な財務報告を受け、業務の適正を確保する体制としております。

また、各部門の業務に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、効率運営体制、損失又は危機管理体制を構築する責任と権限を与えております。なお、各部門は業務分掌規程、職務権限規程を始め社内規程により運営されており、担当取締役は取締役会においてこれら業務の執行状況について報告する義務を負っております。

内部監査部門は、当社及び子会社における業務が法令、社内の規程等に基づいて、適正かつ効率的に行なわれていることを評価、モニタリングいたします。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、内部監査部門に所属する使用人とし、監査等委員会は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査部門の使用人が監査等委員会の職務を補助すべき期間中は、その使用人への指揮権は監査等委員会に委譲され、人事異動等の人事権に関しても、監査等委員会の同意を得た上で決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けない形で独立性を確保しております。また、「監査等委員会監査等基準」により、その使用人に対する指示の実効性を確保しております。

(9) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役等から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務又は業績の重要な事項について監査等委員会に報告を行なっております。また、業務の執行に関する法令違反及び不正行為の事実、又は当社及び子会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとしており、監査等委員会に報告を行なったことを理由として当該報告者が不利な取扱いを受けないよう、社内規程を制定し当該報告者を保護しております。なお、報告を行なったことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けていることが判明した場合には、社内規程により、不利な取扱いを除去するため速やかに適切な措置をとります。

監査等委員は重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要会議に出席し、経営上の重要情報について報告と説明を受けており、重要な議事録、稟議書の回付、さらに必要に応じて稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めています。

また、取締役は、財務報告の適正性及び定款・法令遵守状況等について、職務執行を誓約し、業務執行確認書を監査等委員会に提出いたします。

(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、監査費用の支出にあたっては「監査等委員会監査等基準」により、その効率性及び適正性に留意し、職務執行上必要と認められる費用について予算を提出しております。また、緊急又は臨時に支出した費用及び交通費等の少額費用については、事後、会社に償還を請求することができるものとなっております。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行なう機関として、月1回以上開催しているほか、定期的に代表取締役社長と会合し、監査上の重要課題等について意見表明及び情報の交換を行なっております。

監査等委員である取締役は、合理的、効率的な業務監査を行なうため、取締役会をはじめ、重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を確認するとともに、内部監査部門と意見交換を行なうなど緊密な連携を図っており、会計監査人とも連携を保つことにより監査及び監督の実効性を確保するとともに自らの監査成果の達成を図っています。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築、運用、評価及び改善を行いません。

内部監査部門は各事業年度において財務報告に係る内部統制システムを評価し、その結果を社長及び取締役会に報告します。

取締役会は財務報告とその内部統制を監視し、代表取締役社長は、法令に基づき、財務報告とその内部体制の整備運用状況及び統制システムが適正に機能することを継続的に評価するとともに、必要な改善により適合性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本方針

すべての役員及び使用人が社会秩序及び社会と個人の安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を持たないことを掲げ、組織的対応により毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。

整備活動

- ① 上記方針に基づき反社会的勢力の関与活動を拒絶するため、同勢力への対応要領を整備し、内部統制システムに組み込んでおります。
- ② 不当な要求・圧力や脅迫等があった場合の社内経路と役割分担を定め、情報の共有を図り組織的に対応することとしております。
- ③ 反社会的勢力の排除とともに、当社役員及び使用人の違法行為、反社会的行為にも厳正な姿勢と対応で臨んでおります。
- ④ 外部専門機関との連携体制の構築を図っております。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社は、事業活動の指針となる経営理念及び行動指針について、経営者自らが社内報、各種会議、研修の機会を通じて継続的に伝達することで、取締役及び使用人への浸透を図っております。

(2) 取締役の職務の執行

当事業年度において、取締役会を17回開催し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が法令・定款・諸規程に基づいた業務執行を行なっていることを監視、監督しております。

また、取締役会は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）から中期経営計画の進捗状況について、定期的に報告を受けており、必要に応じて協議等を行なうなど、職務執行の効率化を図っております。

(3) リスク管理体制

当社は、リスク管理の一環として、全社的なリスクの洗い出し、リスクへの対応状況の確認、リスク評価等を定期的に実施しており、当該評価等について、取締役会に報告しております。

取締役会は、当該評価等を基に議論し、必要に応じて助言するなど、実効的な監督を行なっております。

(4) 内部監査の実施

内部監査部門は、事業年度内の監査計画を作成し、当該計画に基づき、内部監査を実施しております。

監査結果は、代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会へ報告するとともに、改善確認が必要な事案については、後日改善確認を行なうことにより、会社の財産の保全並びに経営効率の向上に努めております。

(5) 監査等委員会の職務の執行

当事業年度において監査等委員会を16回開催し、取締役の職務執行の監査等を行なうほか、定期的に代表取締役社長と会合し、監査上の重要課題等について意見表明及び情報交換を行なっております。

また、監査等委員である取締役は、取締役会をはじめ、重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を確認するほか、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図っており、監査及び監督の実効性の確保に努めております。

VI. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けており、一層の経営基盤強化と中長期的な成長投資のために必要な内部留保を確保しつつ、2024年2月期より配当性向35%を目安に継続的な配当を行なっていくことを基本方針といたします。

また、これまで年1回の期末配当として剰余金の配当を実施してまいりましたが、株主の皆様に対し、利益還元機会の一層の充実を図るために2024年2月期より中間配当を実施することといたします。

なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年8月20日を基準日として中間配当を実施できる旨を定款に定めています。

(2) 当期（2023年2月期）の剰余金の配当

当期の剰余金の配当につきましては、1株当たり28円00銭とさせていただきたいと存じます。

(3) 来期（2024年2月期）の剰余金の配当

配当性向35%を目安とした配当方針への変更により、次期の剰余金の配当につきましては、1株当たり中間配当22円50銭、期末配当22円50銭を予定しております。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸借対照表 (2023年2月20日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 27,638,055 | 流動負債 | 14,321,540 |
| 現金及び預金 | 5,312,339 | 買掛金 | 5,176,487 |
| 売掛金 | 3,527,730 | 未払金 | 874,477 |
| 商品 | 16,483,389 | 未払費用 | 1,764,604 |
| 在庫商品 | 1,546,094 | 未払法人税等 | 354,296 |
| 貯蔵品 | 161,824 | 未払消費税等 | 304,181 |
| 未収入金 | 194,285 | 契約負債 | 4,296,017 |
| 前払費用 | 404,408 | 預り金 | 117,449 |
| その他 | 8,944 | 前受収益 | 3,833 |
| 貸倒引当金 | △960 | 与引当金 | 954,222 |
| 固定資産 | 22,773,434 | 株主優待引当金 | 214,076 |
| 有形固定資産 | 13,400,147 | 株主優待引当金 | 259,703 |
| 建物 | 8,810,806 | 為替の他 | 2,189 |
| 構築物 | 605,915 | 固定負債 | 1,102,065 |
| 機械及び装置 | 16,796 | 株式報酬引当金 | 134,750 |
| 車両運搬具 | 1,721 | 資産除去債務 | 716,650 |
| 工具、器具及び備品 | 761,321 | その他 | 250,664 |
| 土地 | 3,163,012 | | |
| 建設仮勘定 | 40,574 | | |
| 無形固定資産 | 835,647 | 負債合計 | 15,423,605 |
| ソフトウェア | 411,029 | | |
| その他 | 424,618 | (純資産の部) | |
| 投資その他の資産 | 8,537,638 | 株主資本 | 35,147,103 |
| 関係会社出資金 | 91,083 | 資本金 | 2,061,356 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 372 | 資本剰余金 | 2,165,171 |
| 長期未収入金 | 3,805 | 資本準備金 | 2,165,171 |
| 長期前払費用 | 479,882 | 利益剰余金 | 31,100,689 |
| 差入保証金 | 5,150,966 | 利益準備金 | 18,688 |
| 建設協力金 | 851,121 | その他利益剰余金 | 31,082,001 |
| 繰延税金資産 | 1,776,532 | 特別償却準備金 | 4,889 |
| 投資不動産 | 99,555 | 別途積立金 | 26,090,000 |
| その他 | 88,124 | 繰越利益剰余金 | 4,987,111 |
| 貸倒引当金 | △3,805 | 自己株式 | △180,112 |
| | | 評価・換算差額等 | △159,218 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △159,218 |
| 資産合計 | 50,411,490 | 純資産合計 | 34,987,884 |
| | | 負債・純資産合計 | 50,411,490 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年2月21日から2023年2月20日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|-----------------------|-----|---------|------------|
| 売 上 | 高 価 | | 74,712,107 |
| 売 上 原 | 高 価 | | 38,516,255 |
| 売 上 総 利 益 | | | 36,195,852 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | | 31,068,215 |
| 営 業 外 利 益 | | | 5,127,637 |
| 営 業 外 収 益 | | | |
| 受 取 利 息 | | 43,158 | |
| 受 取 家 賃 | | 116,638 | |
| 受 取 手 数 料 | | 70,106 | |
| 受 取 補 償 金 | | 106,735 | |
| そ の 他 | | 40,699 | 377,337 |
| 営 業 外 費 用 | | | |
| 為 替 差 損 | | 85,972 | |
| 不 動 産 賃 貸 原 価 | | 91,734 | |
| そ の 他 | | 11,229 | 188,937 |
| 経 常 利 益 | | | 5,316,037 |
| 特 別 損 失 | | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 失 | | 10,918 | |
| 減 損 損 失 | | 179,172 | 190,091 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | | 5,125,946 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | | 1,167,778 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | | 592,091 |
| 当 期 純 利 益 | | | 3,366,076 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年2月21日から2023年2月20日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|----------|------------|---------------|-------------------|----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利 益 剰 余 金 | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利 益 剰余金 合 計 | | |
| | | | | | 特別償却準備金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰 余 金 | | | |
| 当期首残高 | 2,061,356 | 2,165,171 | 2,165,171 | 18,688 | 146,417 | 24,090,000 | 6,918,843 | 31,173,948 | △180,112 | 35,220,362 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | | | | | △2,704,604 | △2,704,604 | | △2,704,604 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 2,061,356 | 2,165,171 | 2,165,171 | 18,688 | 146,417 | 24,090,000 | 4,214,239 | 28,469,344 | △180,112 | 32,515,758 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △734,731 | △734,731 | | △734,731 |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | △141,527 | | 141,527 | — | | — |
| 当期純利益 | | | | | | | 3,366,076 | 3,366,076 | | 3,366,076 |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 2,000,000 | △2,000,000 | — | | — |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | △141,527 | 2,000,000 | 772,872 | 2,631,344 | — | 2,631,344 |
| 当期末残高 | 2,061,356 | 2,165,171 | 2,165,171 | 18,688 | 4,889 | 26,090,000 | 4,987,111 | 31,100,689 | △180,112 | 35,147,103 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|--------------------------|--------------|----------------|------------|
| | 繰延ヘッジ 損 益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 125,888 | 125,888 | 35,346,251 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | △2,704,604 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 125,888 | 125,888 | 32,641,647 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △734,731 |
| 特別償却準備金の取崩 | | | — |
| 当期純利益 | | | 3,366,076 |
| 別途積立金の積立 | | | — |
| 自己株式の処分 | | | — |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | △285,107 | △285,107 | △285,107 |
| 当期変動額合計 | △285,107 | △285,107 | 2,346,237 |
| 当期末残高 | △159,218 | △159,218 | 34,987,884 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金 移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

| | | |
|---|---|--------------------------------|
| 商 | 品 | 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 未 | 着 | 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 貯 | 蔵 | 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 建物（建物附属設備は除く）

a) 1998年3月31日以前に取得したものの
定率法によっております。

b) 1998年4月1日以降に取得したものの
定額法によっております。

c) 事業用定期借地権が設定されている借地上の建物
借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、1998年3月31日以前に取得したものはありません。

建物以外

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、
定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産 定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によって
おります。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期
間（5年）に基づく定額法によっております。

| | |
|-------|--|
| 投資不動産 | 建物（建物附属設備は除く） 定額法によっております。 建物以外 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、 定額法によっております。 主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10～20年 |
|-------|--|

5. 引当金の計上基準

| | |
|---------|--|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。 |
| 株主優待引当金 | 将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。 |
| 株式報酬引当金 | 取締役に対する株式報酬に充てるため、当事業年度における業績指標及び役位に応じて付与されたポイント数に基づき将来支給する役員報酬見積額を計上しております。 |

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- | | |
|---------------------------|--|
| ① 店舗販売及びインターネット通信販売(店舗受取) | 店舗販売及びインターネット通信販売(店舗受取)は顧客へ商品を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。 |
| ② 卸売販売及びインターネット通信販売(自宅配送) | 卸売販売及びインターネット通信販売(自宅配送)については代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。 |
| ③ 長期保証サービス | 長期保証サービスは顧客への保証サービスの提供により履行義務が充足されると判断し、保証期間を通じて一定期間にわたり収益を認識しております。 |

7. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

① ヘッジ手段と

ヘッジ対象

② ヘッジ方針等

③ ヘッジ有効性

評価の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

外貨建金銭債務及び外貨建予定取引の為替リスクの低減を目的とし当該取引を行なうにあたっては、当社の内部規程である「金融派生商品取引管理規程」に基づいております。

ヘッジ手段とヘッジ対象が同一通貨、同一金額であることなどから、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、長期保証サービスについて、これまでは将来の費用の発生に備えるため、商品保証引当金を計上する方法によっておりましたが、長期保証サービスを別個の履行義務として識別し、保証期間を通じて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。これに伴い、商品保証引当金は当事業年度の期首に全額を取り崩しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は196,659千円増加し、売上原価は12,453千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ184,206千円増加しております。また、利益剰余金の期首残高が2,704,604千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新た

な会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の注記を行なうことといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

店舗に係る固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | 当事業年度 (千円) |
|-------------|---------------|
| 店舗に係る有形固定資産 | 9,778,224 |
| 店舗に係る減損損失 | 137,459 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗及び賃貸不動産を基本単位として資産のグルーピングを行なっております。

減損の兆候が認められる店舗については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは店舗別予算を基礎としており、販売施策、コスト削減施策などを織り込んで作成しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の営業実績が予算から乖離した場合には、減損損失の計上に伴い、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 14,390,866千円

投資不動産の減価償却累計額 147,964千円

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書に関する注記)

1. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。
△62,733千円

2. 固定資産除売却損

固定資産除売却損の内訳は次のとおりであります。

| | |
|-----------|----------|
| 建物 | 4,947千円 |
| 工具、器具及び備品 | 5,330千円 |
| ソフトウェア | 640千円 |
| 計 | 10,918千円 |

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用途 | 場所 | 種類 | 金額(千円) |
|------|------|---------------------------------|---------|
| 営業店舗 | 大阪府他 | 建物、構築物、 工具、器具及び備品、 長期前払費用 | 137,459 |
| 共用資産 | 大阪府 | 建物、構築物、 工具、器具及び備品 | 41,713 |
| 合計 | | | 179,172 |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗及び賃貸不動産を基本単位として資産のグルーピングを行っており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び退店等の意思決定を行なった店舗及び取壊しの意思決定を行なった本部オフィスについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(179,172千円)として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-----------|
| 建物 | 151,849千円 |
| 構築物 | 11,050千円 |
| 工具、器具及び備品 | 14,620千円 |
| 長期前払費用 | 1,651千円 |
| 減損損失 合計 | 179,172千円 |

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、営業店舗については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを割引率に反映させており、主に将来キャッシュ・フローを6.44%で割引いて算定し、本部オフィスについては、回収可能額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度増加 株式数 | 当事業年度減少 株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|----------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (株) | 26,240,800 | — | — | 26,240,800 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (株) | 126,456 | — | — | 126,456 |

(注) 当社は、2014年6月19日より「役員報酬BIP信託」を導入しております。当事業年度末の自己株式数には、当該信託が所有する当社株式126,070株を含めております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|---------------------|------------|------------|
| 2022年5月14日 定時株主総会 | 普通株式 | 734,731 | 28.00 | 2022年2月20日 | 2022年5月16日 |

(注) 「配当金の総額」には、この配当金の基準日である2022年2月20日現在で役員報酬BIP信託が所有する当社株式126,070株に対する配当金3,529千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月13日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 734,731千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 28.00円 |
| ③ 基準日 | 2023年2月20日 |
| ④ 効力発生日 | 2023年5月15日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 「配当金の総額」には、この配当金の基準日である2023年2月20日現在で役員報酬BIP信託が所有する当社株式126,070株に対する配当金3,529千円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因は、以下のとおりであります。

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|-----------|-------------|
| 賞与引当金 | 291,037千円 |
| 未払事業税 | 46,770千円 |
| 未払社会保険料 | 83,427千円 |
| 減価償却超過額 | 473,302千円 |
| 未払役員退職慰労金 | 14,768千円 |
| 株式報酬引当金 | 41,085千円 |
| 株主優待引当金 | 65,293千円 |
| 差入保証金 | 50,071千円 |
| 建設協力金 | 26,367千円 |
| 資産除去債務 | 218,506千円 |
| 貸倒引当金 | 1,452千円 |
| 棚卸資産評価減 | 39,785千円 |
| 繰延ヘッジ損益 | 69,873千円 |
| 契約負債 | 515,053千円 |
| その他 | 64,597千円 |
| 繰延税金資産合計 | 2,001,394千円 |

(繰延税金負債)

| | |
|---------------|-------------|
| 長期前払費用 | 123,164千円 |
| 資産除去債務に伴う除去費用 | 99,561千円 |
| 特別償却準備金 | 2,135千円 |
| 繰延税金負債合計 | 224,862千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,776,532千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率 | 30.5% |
| (調整) | |
| 住民税均等割 | 3.4% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.3% |
| その他 | 0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.3% |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の金融商品に対する取組は、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行借入等による方針であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、クレジットカード売上に関してクレジットカード会社、商品供給売上に関して取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金及び建設協力金は、店舗の賃貸借契約によるものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、その決済時において、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であり、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「債権管理規程」に従い、売掛金、差入保証金、建設協力金について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高の管理を行なうとともに、財務状況等の悪化等による回収遅延のおそれのあるときは、担当部署が速やかに適切に処理を行なっております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の実行及び管理については「金融派生商品取引管理規程」に従い、決裁担当者の承認を得て行なっております。

また取締役会に対して、定期的な運用状況の報告がなされております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が毎月資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------------|---------------|-----------|----------|
| (1) 差入保証金 | 5,150,966 | 4,921,086 | △229,879 |
| (2) 建設協力金 | 851,121 | 894,347 | 43,226 |
| 資産計 | 6,002,087 | 5,815,434 | △186,653 |
| デリバティブ取引 (※ 2) | | | |
| ①ヘッジ会計が適用されていないもの | △30,611 | △30,611 | — |
| ②ヘッジ会計が適用されているもの | △229,092 | △229,092 | — |

※ 1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (千円) | 契約額等の うち1年超 (千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
|-----------|---------------------|--------------|------------------------|------------|--------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 人民元 | 1,143,088 | — | △25,301 ※ | △25,301 ※ |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 米ドル | 233,875 | — | △5,310 ※ | △5,310 ※ |

②ヘッジ会計が適用されているもの
通貨関連

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (千円) | 契約額等の うち1年超 (千円) | 時価 (千円) |
|----------|---------------------|---------|--------------|------------------------|---------------|
| 原則的処理方法 | 為替予約取引 買建 人民元 | 外貨建予定取引 | 7,498,601 | — | ※ △171,187 |
| 原則的処理方法 | 為替予約取引 買建 米ドル | 外貨建予定取引 | 1,954,680 | — | ※ △57,904 |

※ 時価の算出方法は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 5,312,339 | — | — | — |
| 売掛金 | 3,527,730 | — | — | — |
| 差入保証金(※) | 123,205 | 498,331 | 549,107 | 602,509 |
| 建設協力金 | 100,027 | 385,363 | 346,901 | 18,829 |
| 合計 | 9,063,302 | 883,695 | 896,008 | 621,338 |

※ 差入保証金のうち、3,377,812千円は契約期間の定めがないため、上表には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|------------------|---------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| デリバティブ取引 通貨関連 | — | 259,703 | — | 259,703 |
| 負債計 | — | 259,703 | — | 259,703 |

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------|---------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | — | 4,921,086 | — | 4,921,086 |
| 建設協力金 | — | 894,347 | — | 894,347 |
| 資産計 | — | 5,815,434 | — | 5,815,434 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金及び建設協力金

契約期間等に基づいて返還予定時期を見積もり、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(持分法損益等に関する注記)

当社は関連会社がありませんので、該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| 区分 | 品目 (千円) | | | | |
|-----------------------|------------|------------|---------|-----------|------------|
| | 自転車 | パーツ・アクセサリー | ロイヤリティ | その他 | 合計 |
| 一時点で移転される財又はサービス | 53,750,898 | 12,802,169 | — | 5,206,919 | 71,759,987 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | — | — | 149,234 | 2,802,885 | 2,952,120 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 53,750,898 | 12,802,169 | 149,234 | 8,009,805 | 74,712,107 |
| その他の収益 | — | — | — | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 53,750,898 | 12,802,169 | 149,234 | 8,009,805 | 74,712,107 |

(注) 1. 当社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント別の内訳は記載しておりません。

2. 「その他」には、各種整備、修理等の付帯サービス及び長期保証サービス等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 6 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

| | 当事業年度 (千円) |
|-------------------------|---------------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 3,155,879 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 3,527,730 |
| 契約負債(期首残高) | 4,527,407 |
| 契約負債(期末残高) | 4,296,017 |

契約負債は主に、引渡の未完了の商品販売及び商品の保証サービスについて、顧客から受け取った前受対価に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、2,798,285千円であります。

過去の期間に充足していた履行義務から、当事業年度に認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

| | 当事業年度 (千円) |
|---------|---------------|
| 1年以内 | 2,727,536 |
| 1年超2年以内 | 1,232,252 |
| 2年超 | 336,228 |
| 合計 | 4,296,017 |

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,339円80銭
 2. 1株当たり当期純利益 128円90銭
- (注) 算定上の基礎
1株当たり当期純利益

| | |
|-------------------|------------|
| 損益計算書上の当期純利益 (千円) | 3,366,076 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | — |
| 普通株式に係る当期純利益 (千円) | 3,366,076 |
| 期中平均株式数 (株) | 26,114,344 |

役員報酬BIP信託が所有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております(126,070株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(126,070株)。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年3月31日

株式会社あさひ
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康 仁
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 花谷 徳 雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あさひの2022年2月21日から2023年2月20日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年2月21日から2023年2月20日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規則に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門およびその他の関係部門と連携の上、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類や報告資料等を閲覧し、本社および主要な店舗において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年4月3日

株式会社あさひ 監査等委員会

常勤監査等委員 西村孝一 ㊟

監査等委員 神田孝 ㊟

監査等委員 鈴木敦子 ㊟

(注)監査等委員 西村孝一、神田孝および鈴木敦子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

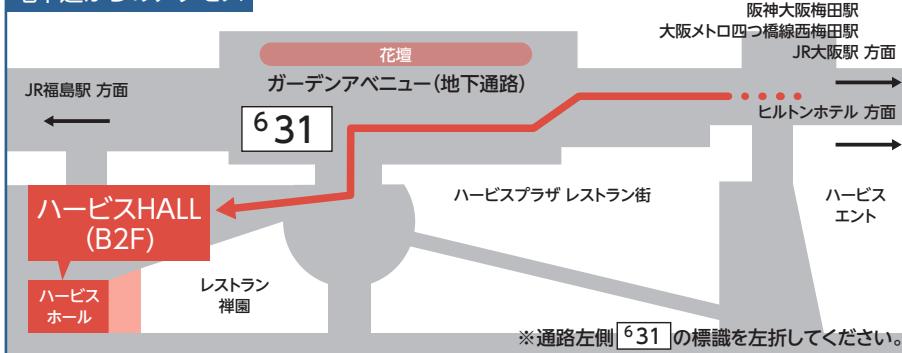
会場 ハービスHALL 大ホール
 大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA 地下2階
 (本総会に関するお問合せ先) 株式会社あさひ 電話番号：06-6923-2611 (代表)
※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。



交通のご案内

- 1 阪神大阪梅田駅（西改札）西側より徒歩6分
- 2 Osaka Metro四つ橋線 西梅田駅（北改札）より徒歩6分
- 3 JR大阪駅（桜橋口）より徒歩7分
- 4 JR東西線北新地駅（西改札）より徒歩10分
- 5 Osaka Metro御堂筋線 梅田駅（南改札）より徒歩10分
- 6 Osaka Metro谷町線東梅田駅（北改札）より徒歩12分
- 7 阪急大阪梅田駅より徒歩15分

地下道からのアクセス



お願い

- お車でのご来場はご遠慮ください。
- 会場内は禁煙ですのでご了承ください。

※通路左側「631」の標識を左折してください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。